

令和6年度 市政に関する質問・要望等（回答）

NO	町内名等	項目	質問・要望	回答・対応	担当課	備考
1	鶴潟6区	空き家対策について	鶴潟交流会館付近の空き家アパートについて、過去にも要望しておりますが、家屋の状況が悪化している状況にあります。 最近では隣接する土地に民家が建設され応急措置を隣接する所有者が行っております。 解体は難しい旨、令和元年度に回答頂いておりますが悪天候時建設資材の飛散防止対策だけでも検討していただければと、要望いたします。	飛散防止処置を検討するため、建設業者並びに建設コンサルタント業者から現地を確認していただいたところ、飛散防止ネットや他の方法においても建築資材の飛散を完全に防ぐことは出来ず、飛散防止のための方法が無いとの指摘を受けております。 唯一の方法は解体するしかありませんが、解体費用の見積金額は最大で2,000万円以上になると試算されております。 行政代執行により解体した場合は、所有者から解体に要した経費を負担していただくこととなりますが、当該アパートについては、解体経費を負担すべき所有者がいないということが調査により判明しており、多額な経費とその回収の見込みがないことから、早急な対応は困難であります。 道路部分に資材が飛散して通行に妨げが有る等の非常時には市において除去作業を実施する場合も有りますが、原則市で対応は出来ませんのでご理解願います。 市では早急に出来る対応として、9月に子供等の敷地内へ侵入防止のため立入禁止の看板を設置いたしました。今後も当該アパートのパトロールを行いながら施設の状況を確認して参ります。	市サ	
2	道川	三嶽神社西側の沢水排水溝と市道（農道）との交差部分の改良	この地点の暗渠及びそれに続く君ヶ野川までの排水溝の拡幅改良工事をしていただきたい。 ここは大雨の度に沢からの土砂で暗渠が詰まり氾濫して、付近一帯が通行不能となる。 また、流出した土砂で稲田が埋まってしまう。	ご要望のあった箇所については、今後、隣接する耕作の方にもご協力いただきながら、定期的に現地を確認し、水路の土砂撤去を行うようにいたします。	産業建設	
3	道川	三嶽神社下から浅田地区に至る市道（農道）沿いの側溝の浚渫	側溝につまった土砂を取り除いていただきたい。人力ではもはや出来なくなっているため機械の力で対処していただきたい。	高畑桜沢線側溝については蓋が設置されている箇所や蓋が無い箇所もあります。 定期的に現地を確認し、特に柵との接合部を重点的に確認し土砂撤去等を行うようにいたします。	産業建設	
4	二古	松枯れ対策	町内の松枯れによる倒木危険が予測される場合、市の対応と窓口を詳しく教えてほしい。 前年度と当年度の比較等	松枯れした松であっても、伐採は土地の所有者が行うのが原則ですが、住宅敷地内などの枯れ松の伐採には、補助事業を活用出来る場合がありますので、その際は産業建設課にご相談ください。 (松くい虫被害拡大防止事業費補助金申請件数：令和5年度18件、令和6年8月末現在3件)	産業建設	
5	二古	二古神明社階段前の市道雑木について	二古神明社階段前にある遊び場付近の市道に雑木が垂れ下がっており、通行に支障をきたしており、枝切り等対策してもらいたい。	現地を確認し、車両通行に支障が及ぼさない程度に、直営作業にて枝切りを実施しております。	産業建設	
6	二古	二古会館のトイレ洋式化	会館を利用するにあたり、会館内のトイレ設備を洋式化してもらいたい。 ウォシュレット付が一般的になっており、高齢者や介護が必要な人の利用がためらわれております。 敬老会等の行事やサークル活動に利用していただく為にも必要と思われれます。 災害等の一時的な利用を見据えて検討をお願いします。	トイレ設備の改良については、会館の利用状況や譲渡のタイミングなどを考慮しながら検討して参ります。	産業建設	
7	高畑	関係機関への要望対応について	これまで県が管理する道路・河川について幾度となく草刈りや雑木の伐採等環境整備を要望しているが「県に要望している、あるいは要望していく」との回答があるものの成果が見えていない。 要望した結果がどうなのか、見直しはどうかかなどその後の結果を知らせてほしい。	県への要望事項について、特に河川改修等の環境整備は改善されております。 今後は、県への要望事項を整理し、県の担当者と連絡を取り合い状況を確認し、要望者へ結果を連絡するよう努めて参ります。	産業建設	

令和6年度 市政に関する質問・要望等（回答）

NO	町内名等	項目	質問・要望	回答・対応	担当課	備考
8	高畑	アーバンベア対策について	<p>人が山奥に入って熊と遭遇するのは致し方がないにしても、今や熊が山を下りて街中をうろうろする所謂アーバンベアにより人間の生命が危険に晒され、活動が制限されている状況にある。</p> <p>捕獲や駆除といった最終手段もさることながら、アーバンベア対策として里に近づけないことが大事であり、国も県も緩衝地帯の整備に取り組んでいるが、林業や農業従事者の高齢化が進み山林は放置され耕作放棄地も拡大し、人間と熊の境界がなくなりつつある。</p> <p>緩衝地帯の整備を図るため、林業事業の推進や耕作放棄地の整備を進め、特に中山間においては、道路沿線に散在する耕作放棄地に草刈りや河川のやぶ、雑木の伐採を積極的に進めてほしい。</p>	<p>緩衝帯を作る整備事業などを活用し、熊出没が多発している箇所を優先に草刈り作業を実施しておりますが、市内全ての場所に緩衝帯を整備することは難しいものとなっております。</p> <p>また、耕作放棄地については、農業委員会による指導を行っておりますが、高齢化などの事情により、解消が進まない状況です。</p> <p>いずれにしましても、土地の管理は所有者が行うのが原則であり、市で代行することは困難です。</p> <p>熊による人身事故や人の生活圏での出没・遭遇を防ぐためには、熊の食料となる農作物やクリ、カキなどの収穫・処分など、熊が近寄らない環境づくりと、鈴・ラジオ・スマホ音による人の存在を認識させる行動等が重要になりますので、町内におかれましても注意喚起と事故防止対策についてご協力を賜りますようお願いいたします。</p>	産業建設	
9	上新谷	国道7号線上り道の信号の設置について	<p>当地区は、国道7号線と羽越本線で東側と西側に2分されております。</p> <p>日本海東北自動車道の開通後、国道7号線の交通量が増え、下浜バイパスの供用後は朝夕の通勤時間帯の交通量はさらに増加し、車両の切れ間無く、西側の住民が本荘方面等への「上り線」を利用するための国道横断に相当難儀しております。現在設置済の「押しボタン式信号機」と作動連動出来る信号機の設置を県と国に対して要望してほしい。</p> <p>地域住民の不便解消のため、現在設置の「押しボタン式信号機」と作動連動が出来る信号機の設置（併設）を県と国に要望してほしい。</p>	<p>昨年中に現地確認し、管轄する由利本荘警察署に要望内容を伝えておりました。信号機の設置に関しましては、秋田県公安委員会の判断のもと秋田県警察本部が行っており、設置の条件として『隣接する信号機との距離が150メートル以上離れていること』とされていることから、当該箇所への信号機の設置は困難と考えられると回答があったところではありますが、あらためて、令和6年8月27日付けで由利本荘警察署長宛に要望書を提出したところ、「設置不可」との回答がありました。</p> <p>既設の信号機との距離や、交通量等を総合的に判断した結果とのことですので、ご理解をお願いいたします。</p>	市サ	
10	上徒士町	市道の道路拡張について	<p>白山会館から大通り（＝市道亀田線）に出る小路（＝代官小路2号線）が途中で道幅が狭くなっています（図は裏面）。大通りに出ていく車と大通りから入ろうとする車がすれ違うことができないため、自動車同士がお互いに譲り合って利用しています。</p> <p>道路の東側が空き地になっていることもあり、この土地の一部を道路に変えて、道幅を広げてもらえれば自動車同士の対面通行が可能になるほか、冬期間であれば市のブルドーザー等による除雪もしやすくなるのではないのでしょうか。</p> <p>上徒士町から愛宕町へは白山神社の下の道路もありますが、車1台分しか通れず、しかも道幅を広げることは困難です。</p> <p>代官小路2号線の道路拡張を是非お願いします。</p>	<p>通行量が増加する等、これまで以上に必要性・重要性が高い路線について計画的に整備することとしており、現在のところ当該路線の道路拡幅等の改良工事の計画はありません。</p>	産業建設	
11	上徒士町	通知のタイミングについて	<p>本町内会では3月中に役員会を開催し、次年度の事業について相談しています。ところが「令和6年度敬老会事業補助金について」の文書が4月1日に届いたため、役員会で相談しないまま総会に諮ることになりました。</p> <p>来年度以降は、遅くとも3月上旬にはこのような通知が届くようにしてもらえないでしょうか。</p> <p>また、7月15日付け通知で避難訓練が期日変更になり、「シェイクアウト訓練」という新しい活動が入りました。</p> <p>色々事情はあると思いますが、今年で言えば5月23日の岩城地域自主防災組織連絡協議会総会で8月に避難訓練をすることや新規の「シェイクアウト訓練」について提案・説明されると良かったと思います。</p> <p>市の会議設定や決定し周知する段取りについて、受け取る側が慌てたり困惑しないように進めてくれればありがたいです。</p>	<p>敬老会事業補助金につきましては、敬老会事業内容の変更について3月議会に諮る必要があり、皆様にお知らせする時期が遅くなってしまいましたが、今後は3月上旬に発送出来るよう進めてまいりますのでご理解の程よろしく願いいたします。</p> <p>避難訓練につきましては、今年度は市総合防災訓練に合わせ、全市一斉に防災訓練を実施したいとの話はありましたが、5月23日の岩城地域自主防災組織連絡協議会の総会時点では、各地域の意向や訓練の具体的な方針が定まっておらず、お諮りする段階になかったため、例年通りに10月末に実施する予定でございました。</p> <p>その後6月下旬に「シェイクアウト訓練」や全市防災行政無線の一斉放送等の詳細な訓練内容が決定いたしましたので、急遽自主防災組織連絡協議会会長との協議を行い、その結果、当初の予定から日程を変更し、8月31日の市総合防災訓練同日に岩城地域避難訓練を実施することとさせていただきます。</p> <p>次年度は日程や訓練内容を総会の時点でお示しできるよう、担当課と連絡調整を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	市サ	

令和6年度 市政に関する質問・要望等（回答）

NO	町内名等	項目	質問・要望	回答・対応	担当課	備考
12	新町	倒壊懸念の廃屋と対処について（旧醸造所跡）	<p>当町内に隣家の廃屋が大きく傾き屋根材を自家敷地に飛散し倒壊懸念から不安な毎日を送る世帯があります。</p> <p>岩城総合支所担当課が市役所本所担当課に相談したところ数度の現地調査のうえ、現地を理解下さり、所有者（相続者）に対する「助言」や「指導」、「勧告」や「命令」など空き家条例に基づく手続きを進めて頂いております。</p> <p>しかし現在の段階かはわかりませんが、先方からの反応は無い状態であると聞いております。このまま倒壊懸念は放置されるのでしょうか。</p> <p>条例第15条には代執行等の規定が、第16条には緊急安全代行措置の規定がありますが、本世帯の場合はこれに該当することとなるのでしょうか。また、これが困難な場合どのような対処方法があるのでしょうか教えてください。</p> <p>今後台風や暴風雨、積雪等の時期を迎えます。町内世帯が安心して暮らすことができますよう市当局の特段のお取り組みをお願い申し上げます。</p> <p>市内にはこうした案件が多数あると思います。また増加していくと思われれます。</p> <p>他市町村と連携した法制度に関する国への提言。市予算の確保等にお取り組み願います。</p>	<p>当該空き家につきましては、令和6年7月3日付けで法定相続人に空き家の適正な管理のお願い文書を送付し、その後、連絡がなかったことから8月1日付けで再度連絡が欲しい旨を記載した文書を発送しております。</p> <p>8月9日に法定相続人から当該空き家について相談をしたい旨のお話があり、9月5日に法定相続人と電話で連絡を取り合っており、10月4日に現地直接会って相談しております。</p> <p>今後の対応について、法定相続人の資産管理人から岩城総合支所市民サービス課へ連絡を受ける約束となっております。</p> <p>所有者または法定相続人と連絡が取れず対応が見込めない場合は、助言～代執行等の段階を踏んだ行政措置を講じる予定でありましたが、法定相続人と連絡が取れていることから、今後の対応方針につきましては、決定次第にご報告させていただきます。</p> <p>今後も必要に応じて国への法整備の提言や予算の確保を行って参りますのでご理解願います。</p>	市サ	
13	赤平	熊の目撃情報の迅速な周知について	<p>いまだに熊の目撃情報が迅速に周知されていません。相変わらず数時間も経ってから周知されます。</p> <p>これまで市に対していく何度となく迅速に周知できないものかと相談してきた経緯があります。</p> <p>にもかかわらず、市はいっこうに対策を講じようとしませんので、危機管理意識に疑問を感じます。</p> <p>市民の命の安全という極めて緊急な危機に関しての市の考え方について質問します。</p>	<p>熊目撃の通報があった場合には、防災無線や防災メール、ヤフーによる緊急情報発信やツキノワグマ等情報マップシステム（クマダス）など、様々な方法で可能な限り早く周知を行っております。ただし、発見して時間が経過してから通報される場合があり、発見時間と周知時間に大きな差が出てしまうことがあります。</p> <p>今後は、発見した方には可能な限り早く通報していただけるよう、支所だよりなどをお願いしてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。</p>	産業建設	
14	赤平	むこう三軒両隣・たすけあい事業について	<p>本件については、数年前にも同じような趣旨で市から各町内会に対して事業の説明があったものと認識しています。</p> <p>数年前の事業がしっかりと検証されたのか、その結果がどうであったのか、まったく明らかにされないまま今回の事業を推し進めようとする意図は何か質問します。</p>	<p>本事業については令和5年度の岩城地域自主防災組織連絡協議会総会において、説明させていただきました。</p> <p>むこう三軒両隣・たすけあい事業は、自主防災組織や町内会の防災活動を活発化し、一人一人の防災意識の向上を図ると共に、防災活動をきっかけとした地域の絆づくり、地域コミュニティの活性化を目指しております。</p> <p>本事業においては、ステップ1：まちづくり宅配講座を活用した地域の状況確認、ステップ2：個別避難計画の作成、ステップ3：計画を拡張した避難訓練の実施と、段階を踏んで防災活動の充実を図っており、ステップ1のまちづくり宅配講座の実績は前年度比で2倍に増え、防災への関心は年々増加しているものと認識しております。今年度以降は、ステップ2以降を重点的に実施し、より実効性の高い事業となるよう推進して参ります。</p> <p>なお、個別避難計画を作成することにより、自分で避難することが困難な人がいるということについて、町内で情報共有するための手段として活用していただきたいと考えております。避難時の声かけや、救助困難な場合は消防への通報を行うなど、避難支援の輪を広げるという観点からも、個別避難計画の作成は有効ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。</p>	市サ	